

# I シンポジウム開催趣旨

早稲田大学大学院法務研究科教授  
宮川 成雄

早稲田大学臨床法学教育研究所は、2002年4月に設置され、2022年4月に創立20周年を迎えることができた。これを記念して、国内外からオンラインでの報告者・参加者を招くシンポジウムを同年5月14日に開催した。以下に、今回のシンポジウムの企画趣旨を説明する。

当研究所は、法科大学院制度のスタートに2年先駆けて、法科大学院における「理論と実務の架橋」となるべき教育方法論を研究し、また実践するために、早稲田大学総合研究機構を構成するプロジェクト研究所の一つとして創設された。

日本の法科大学院を取り巻く環境は、大きく変化している。とりわけ、2023年度からは、法科大学院在学中の司法試験受験が可能となり、この制度を先取りするために法科大学院だけではなく、法学部の教育も一体的に改革するカリキュラム改革が進行中である。法学部3年早期卒業と法科大学院の2年既修課程を連携させた、いわゆる「3+2」制度の運用が始まっている。

当研究所は、この大きな変革の時期に創立20周年を迎え、法科大学院を中核とする法曹養成制度の中で、臨床法学教育が今後どのような課題に取り組むべきかを検討するために、これまでの20年の活動を踏まえた上で、将来に向けた課題を検討する機会として、このシンポジウムを企画した。その検討の基本的コンセプトは、法の知識

を専門職として使うことを前提にした教育のあり方の検討である。法理論の知識、法を運用する技能、そして知識と技能をより良き社会の実現のために使う法専門職の責任を一体として教育することに、どのような課題があるのかである。本シンポジウムのテーマを、「理論、技能、責任の統合による法曹養成」として設定したのはそのためである。

本シンポジウムは、これまで当研究所の研究活動に協力いただいていたアメリカ、中国、韓国をはじめとする海外の臨床法学教育の関係者にも報告者、あるいは聴衆として参加いただくために、日本語と英語の同時通訳を利用したオンラインで開催することとした。

第一報告者は、現在、臨床法学教育学会理事長である米田憲市鹿児島大学教授である。米田氏には、日本における臨床法学教育が開始された歴史的背景を踏まえて、現在の臨床法学教育の状況の中で、当研究所の活動を位置づけると同時に、日本の臨床法学教育の今後の発展を展望するという趣旨で、「我が国の臨床法学教育の今後の展望」という論題で報告いただく。

第二報告者は、当研究所の発足以来、ほぼ4年に一度、これまで5回の共同シンポジウムを、東京とカリフォルニアで交互に開催するなど、強い協力関係を築いてきたカリフォルニア大学バークレー校ロース

クルのチャールズ・D・ワイセルバーグ教授に、「アメリカにおけるロースクール教育の近時の重要な発展」という論題で、深刻な社会的分断が懸念されているアメリカにおいて、ロースクールの学生たちはどのような教育を求めており、ロースクールの教員がどのような試みを行っているかを論じていただく。

第三報告者は、元裁判官で、現在、早稲田大学大学院法務研究科教授として、「理論教育と実務教育の架橋」を担っていただいている内田義厚氏から、「新しい法曹養成プロセスと実務・臨床科目の今後」と題して報告いただく。報告の中では、「3+2」制度のメリットとデメリットを、臨床法学教育との関連でも議論いただく。

第四報告は、弁護士であり、現在、早稲田大学大学院法務研究科准教授の水野泰孝氏による、「法学部・法科大学院におけるプロフェッション性の涵養」と題する報告である。この報告では、法科大学院で法曹を育てる上で必須のプロフェッション性とは何かを検討し、また「3+2」制度が開始して、より一層の重要性を持つ法学部教育と法科大学院教育の連携の中で、早稲田大学法学部における法曹への導入教育についても検討がなされる。

第五報告は、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック所長であり、早稲田大学大学院法務研究科教授である島田陽一氏による「弁護士法人早稲田リーガル・クリニックの今後の展望」である。この報告では、早稲田大学が法科大学院教育に取り組むために、法科大学院の開設された2004年に大学名を冠して設置された弁護士法人の法曹教育の実績を踏まえ、今後の大学附設法

律事務所の将来像が論じられる。

第六報告は、早稲田大学法科大学院の修了生を中心に2013年に設立された早稲田リーガルコモンズ法律事務所の代表弁護士である河崎健一郎弁護士による「早稲田リーガルコモンズ法律事務所による大学と連携した法曹養成のあり方」と題する報告である。この報告では、法科大学院を経た新しい法曹の世代が、法律事務所の将来のあり方を展望しつつ、現に活動する法律事務所が大学と連携するなかで、高校生への法教育の提供も含め、臨床法学教育の拡大したラーニング・コミュニティ形成について、これまでの早稲田大学法科大学院との連携実績を踏まえて検討される。

第七報告は、初代の臨床法学教育研究所の所長であり、早稲田大学大学院法務研究科教授である須網隆夫氏による、「ロースクールと社会貢献」と題する報告である。この報告は、教育機関である法科大学院が、なぜ社会貢献活動に取り組むべきなのか、から論を起し、法科大学院が育てようとする法曹という専門職集団のエートスともいべき、支援を求めている人びとに法律を用いた支援を提供する使命について、東日本大震災復興支援法務プロジェクトの実践と、震災復興支援クリニックの教育経験を踏まえた検討がなされる。

第七報告は、弁護士であり、2022年3月まで日本組織内弁護士協会の理事長であった榊原美紀氏による、「社会が求める法律家—弁護士の職域拡大」と題する報告である。榊原氏は、法曹の多様な活動を検討するダイバーシティ研究会座長の職にある。インハウス・ローヤー、すなわち組織内弁護士はその数が急増しているだけでは

なく、活躍領域は多種多様に拡大している。これまで、法曹といえば法曹三者という言葉に表れているように、裁判官、検察官、および弁護士が、訴訟関連業務を中心として構成する専門職集団という固定したイメージが存在してきた。しかし、インハウス・ローヤーが増加することによって、企業内弁護士の活動する分野は、「法務部門」に限られず、「コンプライアンス部門」、「知財部門」、「経営企画」、「内部統制」、「内部監査」など多岐にわたっている。法科大学院教育がインハウス・ローヤーとなる人材の需要に応じた内容となることへの期待が

論じられる。

シンポジウムの締め括りでは、当研究所の所長であり、早稲田大学大学院法務研究科教授の石田京子氏から、閉会の挨拶として、法学部と法科大学院が連携した大学における法曹養成のプロセスの中で、臨床法学教育が取り組むべき課題として、プロフェッション性の涵養への関与、社会貢献活動への関りのあり方、多様化する法曹の活動のニーズに応える教育の検討等、今後の当研究所の取り組むべき方向性と展望が示される。